

鳥取市告示第238号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により令和4年度一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年鳥取市条例第2号）第20条の規定により告示する。

令和4年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

1 一般廃棄物処理基本方針

本市の計画処理区域から排出される一般廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、健康で快適な生活を確保する。

2 用語の定義

鳥取地域：平成16年10月31日現在の鳥取市区域をいう。

国府地域：平成16年10月31日現在の国府町区域をいう。

福部地域：平成16年10月31日現在の福部村区域をいう。

河原地域：平成16年10月31日現在の河原町区域をいう。

用瀬地域：平成16年10月31日現在の用瀬町区域をいう。

佐治地域：平成16年10月31日現在の佐治村区域をいう。

気高地域：平成16年10月31日現在の気高町区域をいう。

鹿野地域：平成16年10月31日現在の鹿野町区域をいう。

青谷地域：平成16年10月31日現在の青谷町区域をいう。

東部地域：国府地域及び福部地域をいう。

南部地域：河原地域、用瀬地域及び佐治地域をいう。

西部地域：気高地域、鹿野地域及び青谷地域をいう。

新市域：東部地域、南部地域及び西部地域をいう。

3 計画処理区域 鳥取市全域

4 排出量

(1) ごみ

区 分	排 出 量	区 分	排 出 量
可燃ごみ	47,750 t	乾電池等	62 t
古紙類	610 t	小型破碎ごみ	1,470 t
食品トレイ	25 t	大型ごみ（不燃）	350 t
プラスチックごみ	2,560 t	使用済小型電子機器等	40 t
資源ごみ	1,350 t	特定家庭用機器廃棄物	16 t
ペットボトル	370 t		

(2) し尿及び浄化槽汚泥

区 分	排 出 量
し 尿	2, 5 0 0 k l
浄化槽汚泥	8, 6 0 0 k l

5 処理主体

(1) ごみ

区 分	収集・運搬	処 理	
家庭系	可燃ごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	古紙類	鳥取市（委託）	再資源回収業者
	食品トレイ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	プラスチックごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	資源ごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	ペットボトル	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	乾電池等	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	小型破碎ごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	大型ごみ	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	使用済小型電子機器等	鳥取市（委託）	鳥取県東部広域行政管理組合
	特定家庭用機器廃棄物	鳥取市（委託） 一般廃棄物収集運搬業許可業者	製造業者・輸入業者・指定法人
事業系	一般廃棄物収集運搬業許可業者	鳥取県東部広域行政管理組合 一般廃棄物処分業許可業者	

(2) し尿及び浄化槽汚泥

収集地域	収集・運搬	処 理
鳥取地域 国府地域	(公財)鳥取市環境事業公社(許可)	鳥取県東部広域行政管理組合
福部地域	(株)桜宮(許可)	
南部地域	因幡環境整備(株)(許可)	
西部地域	(株)キョウエイ(許可)	

6 ごみ処理計画

(1) ごみの減量化・再資源化計画

循環型社会の形成のために一番重要なことは、できるだけごみを出さないことである。まず極力ごみの発生を回避し、それでも出てくるごみは循環利用、最後にどうしても循環利用できないものを適正に処理する、という優先順位に基づき取り組む必要がある。

そのため本市では、第11次総合計画にて循環型社会の形成を掲げ、発生回避（リフューズ）・排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）を基調としたごみの減量化・再資源化の取り組みを、目標を定めて行っている。

ア 減量化の方法

（ア）家庭ごみの有料指定袋制度

ごみの減量目標を達成するためにも、リデュースを第一とした取り組みを継続して推し進める必要がある。その手段として、全国的な例等から最も効果的な家庭ごみの有料指定袋制度を、平成19年10月1日より開始した。家庭ごみの有料指定袋制度によって、排出者責任の考え方のもと、ごみ処理にかかる問題を市民に広く意識させることができ、かつ、経済的意識を加えることでごみの排出抑制・再使用・再資源化の行動を起こす動機付けになった。また、ごみの減量効果を持続するため、有料指定袋制度とあわせて他の施策を実施していく。

（イ）有料指定袋制度の内容

可燃ごみ及びプラスチックごみを対象とする。

	大（45L）	中（30L）	小（20L）	極小（10L）
可燃ごみ	60円	40円	30円	15円
プラスチックごみ	30円	20円	15円	—

（ウ）鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度

市内の事業所から排出されるごみの抑制政策として、廃棄物の減量化（発生抑制・再使用・再生利用）等に積極的に取り組んでいる事業所を「鳥取市ごみ減量等推進優良事業所」として認定し、事業所による廃棄物の減量化に向けた活動を促進する。認定事業所の中でも減量活動等の成果が顕著な事業所に対し表彰する。

認定や表彰を受けた事業所について市報や公式ウェブサイト等で広く周知することで、事業所のみならず市民の意識高揚を図り、廃棄物全体の減量化の推進を図っていく。

（エ）市報、チラシ、行政情報提供番組などによる啓発活動

ごみの減量化・再資源化を中心としたごみ問題について広く周知を図るため、排出者である市民や事業者に対し、様々な広報媒体を利用して積極的な周知啓発に努めていく。

（オ）事業所ごみの透明袋使用の義務化

事業所ごみにおける分別の徹底・ごみの減量化を図るために、令和2年6月1日より、一般廃棄物収集運搬業許可業者と契約して可燃ごみを運搬させるときに使用のごみ袋を、量販店等で購入可能なポリエチレン製のもので、袋の

色が袋の中身が確認できる無色透明なものとした。(半透明のものを使用する場合は、鳥取市家庭用可燃ごみ指定袋程度まで。)

イ 再資源化の方法

(ア) ごみの分別収集

- a 新聞、書籍・雑誌類、ダンボールを「古紙類」として分別収集し、古紙再生事業者に再生原料として引き渡す。
- b 「食品用発泡スチロールトレイ(白色)」を分別収集し、鳥取県東部広域行政管理組合の資源回収工場で再生原料として回収し、再生業者に引き渡す。
- c ビン類・缶類を「資源ごみ」として分別収集し、鳥取県東部広域行政管理組合の資源回収工場で再生原料として回収し、再生業者に売却する。
- d 「ペットボトル」を分別収集し、鳥取県東部広域行政管理組合の資源回収工場で再生原料として回収し、再生業者に売却する。
- e 「プラスチックごみ」を分別収集し、鳥取県東部広域行政管理組合の資源回収工場で再生原料として回収し、容器包装リサイクル法による指定業者に引き渡す。

(イ) 再資源化等推進事業

新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、布類、ビン類等の資源回収を促進するため、町内会、子供会、PTA等の団体に奨励金を交付することにより、その活動を支援する。

(ウ) 家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度

家庭から排出される生ごみを処理するための家庭用生ごみ堆肥化容器や基材等の購入に要する経費に対し補助金を交付することにより、生ごみの減量化・資源化を推進する。

(エ) 使用済小型電子機器等リサイクル回収事業

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下この（エ）において「法」という。）を受け、市役所等14箇所に設置した回収ボックスで集められた使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号。以下この（エ）において「令」という。）第1条に規定された品目を収集運搬し、法第10条第3項の認定を受けた者に引渡しを行うことで、使用済小型電子機器等に含まれる貴金属等を再資源化する。

(オ) 再資源化の量

区 分	回 収 量
ごみの分別収集	4, 990 t
再資源化等推進事業	2, 060 t
使用済小型電子機器等リサイクル回収事業	40 t

(2) 収集・運搬計画

ア ステーション収集方式（収集日当日の朝 8 時までには持ち出すこととする。）

区 分	回 数	処理主体	持出方法
可燃ごみ	週 2 回	委 託	鳥取市指定袋
プラスチックごみ	週 1 回	委 託	鳥取市指定袋
古紙類	月 1 回	委 託	紐などでしばる
食品トレイ	週 1 回	委 託	袋に入れず、直接回収箱へ
資源ごみ	週 1 回	委 託	袋に入れず、直接回収コンテナへ
ペットボトル	月 2 回	委 託	透明又は半透明袋
小型破碎ごみ	週 1 回	委 託	袋に入れず、直接回収コンテナへ
乾電池等	年 6 回	委 託	透明又は半透明袋

イ 拠点収集方式（使用済小型電子機器等リサイクル回収事業に伴うもの）

区 分	回 数	処理主体	持出方法
使用済小型電子機器等	週 2 回	委 託	専用の回収ボックスへ
乾電池	週 2 回	委 託	専用の回収ボックスへ
小形充電式電池	週 2 回	委 託	専用の回収ボックスへ
ボタン電池	週 2 回	委 託	専用の回収ボックスへ

ただし、鳥取地域以外の回数は月 1 回又は 2 カ月に 1 回とする。

使用済小型電子機器等リサイクル回収ボックス設置箇所

回 収 場 所		所 在 地
鳥取市役所	本庁舎	鳥取市幸町 7 1 番地
	駅南庁舎	鳥取市富安二丁目 1 3 8 番地 4
	国府町総合支所	鳥取市国府町宮下 1 2 2 1 番地
	福部町総合支所	鳥取市福部町細川 6 6 8 番地
	河原町総合支所	鳥取市河原町渡一木 2 7 7 番地
	用瀬町総合支所	鳥取市用瀬町用瀬 8 3 2 番地
	佐治町総合支所	鳥取市佐治町加瀬木 2 5 1 9 番地 3
	気高町総合支所	鳥取市気高町浜村 2 8 2 番地 1
	鹿野町総合支所	鳥取市鹿野町鹿野 1 5 1 7 番地
	青谷町総合支所	鳥取市青谷町青谷 6 6 7 番地
学習交流センター		鳥取市湖山町西一丁目 5 1 2 番地
イオン鳥取店		鳥取市天神町 1 番地
イオン鳥取北店		鳥取市晩稲 3 4 8 番地
イオン津ノ井店		鳥取市若葉台北六丁目 1 番 1 号

ウ 戸別収集方式

区 分	回 数	処理主体	排出方法
可燃ごみ	随 時	許 可	袋を利用する際は、透明袋又は半透明袋にて排出
生ごみ	随 時	許 可	

資源ごみ	随時	許可	袋を利用する際は、透明又は半透明袋にて排出
ペットボトル	随時	許可	
プラスチックごみ	随時	許可	
小型破碎ごみ	随時	許可	
乾電池等	随時	許可	
大型ごみ	随時	委託	事前の申込みにより定めた方法による排出
	随時	許可	
特定家庭用機器廃棄物	随時	委託	
	随時	許可	

エ 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）収集運搬業許可業者

(ア) (有) 二葉商会

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市叶92番地3		
車両台数	6台	従業員数	2名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(イ) (公財) 鳥取市環境事業公社

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域 八頭町からの荷下ろし		
所在地	鳥取市秋里1031番地2		
車両台数	103台	従業員数	138名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		
備考	積替え行為有り		

(ウ) (株) クリーンコクフ

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ及び特定家庭用機器廃棄物		
営業区域	鳥取市全域		

所在地	鳥取市国府町麻生 5 4 7 番地 8		
車両台数	6 台	従業員数	6 名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：（株）牧浦商店、日本通運（株）		

(エ) (有)生田商店

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市国府町中郷 3 3 番地		
車両台数	2 台	従業員数	3 名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(オ) (株)牧浦商店

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量の可燃ごみ		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市正連寺 9 9 番地		
車両台数	1 4 台	従業員数	9 名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(カ) 山陰建設（株）

取り扱う一般廃棄物の種類	一般廃棄物		
営業区域	鳥取市国府町上荒舟向田（中国電力(株)荒舟発電所）内及び鳥取市用瀬町江波字山権ヶ谷（中国電力(株)阿蔵川発電所取水口）		
所在地	八頭郡八頭町宮谷 2 6 3 番地 1 1		
車両台数	4 台	従業員数	1 5 名
搬入先	八頭郡八頭町日田字中島新田 中国電力(株)八東発電所		

(キ) (株) クリーンフクベ

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市福部町細川 6 7 6 - 3 3		
車両台数	5 台	従業員数	3 名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(ク) 因幡環境整備(株)

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）、日常生活に伴って生じる多量ごみ及び特定家庭用機器廃棄物		
営業区域	鳥取市全域 八頭郡八頭町地内から神谷清掃工場（リンピアいなば）及び鳥取県東部環境クリーンセンターへの荷下ろし		
所在地	鳥取市用瀬町美成 3 2 3 番地 1		
車両台数	5 6 台	従業員数	8 3 名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：(株)牧浦商店、日本通運（株）		

(ケ) (株)キョウエイ

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）、日常生活に伴って生じる多量ごみ及び特定家庭用機器廃棄物		
営業区域	鳥取地域及び西部地域		
所在地	鳥取市気高町北浜一丁目 5 3 番地		
車両台数	2 0 台	従業員数	2 2 名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り） 特定家庭用機器廃棄物：(株)牧浦商店、日本通運（株）		

(コ) (有)森本組

取り扱う一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず及びがれき類
--------------	--------------------

営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市湖山町東二丁目245番地		
車両台数	22台	従業員数	19名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(サ) 三光（株）鳥取支店

取り扱う一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、動物又は植物に係る固形状の不要物（品目限定）		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市福部町湯山544番地1		
車両台数	7台	従業員数	7名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		
備考	積替え保管行為有り		

(シ) (有)マルヤス産業

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域及び八頭郡八頭町地内から鳥取市神谷清掃工場及び鳥取県東部環境クリーンセンターへの荷下ろし		
所在地	鳥取市安長443番地8		
車両台数	9台	従業員数	5名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		
備考	積替え保管行為有り		

(ス) 北溟産業（有）

取り扱う一般廃棄物の種類	アオコ、籾殻、果樹選果くず、生花くず、刈草、木くず（樹皮以外のもので、破碎等中間処理されていないものは除く。）		
営業区域	アオコ：鳥取市全域 籾殻、果樹選果くず、生花くず、刈草：JA 鳥取いなば八頭西営農センター内（河原町渡一木350番地21）		

	木くず：鳥取市湖山町西二丁目413番地（鳥取県森林組合連合会内）		
所在地	倉吉市岡20番地10		
車両台数	13台	従業員数	7名
搬入先	自社		

(セ) (有) 水明社

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市相生町三丁目103番地		
車両台数	1台	従業員数	3名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(ソ) (株) 玉川

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市商栄町251番地8		
車両台数	17台	従業員数	22名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(タ) (有) 錦海化成

取り扱う一般廃棄物の種類	魚のあら（魚介類残渣）		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	境港市昭和町7番地3		
車両台数	4台	従業員数	39名
搬入先	自社		

(チ) (株) 木下産業

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴う可燃ごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域 八頭郡八頭町地内から神谷清掃工場（リンピアいなば）及び鳥取県東部環境クリーンセンターへの荷下ろし		

所在地	鳥取市叶 1 1 5 番地 4		
車両台数	3 台	従業員数	3 名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(ツ) (株) 東部資源リサイクル

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市西品治 7 8 0 番地 1		
車両台数	8 台	従業員数	7 名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		
備考	積替え保管行為有り		

(テ) (有) 広島水産加工

取り扱う一般廃棄物の種類	動植物性残渣（魚腸骨）		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	広島県呉市阿賀南六丁目 2 番 1 0 号		
車両台数	1 台	従業員数	1 名
搬入先	自社		

(ト) (有) 大伸設備工業

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ（食品残渣を除く。）		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市興南町 1 4 8 番地		
車両台数	3 台	従業員数	5 名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(ナ) (株) 新井商会

取り扱う一般	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多		
--------	--------------------------------	--	--

廃棄物の種類	量ごみ		
営業区域	鳥取市全域 八頭郡八頭町地内から神谷清掃工場（リンピアいなば）及び鳥取県 東部環境クリーンセンターへの荷下ろし		
所在地	鳥取市桜谷274番地		
車両台数	10台	従業員数	5名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許 可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業 許可業者（品目限定有り）		
備考	積替え保管行為有り		

(ニ) (株) アズマロジ

取り扱う一般 廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多 量ごみ（食品残渣を除く。）		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市福部町海士499番2		
車両台数	3台	従業員数	1名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許 可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業 許可業者（品目限定有り）		

(ヌ) (有) アセスメントカンパニー

取り扱う一般 廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（食品残渣を除く。） 日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域 八頭郡八頭町地内から神谷清掃工場（リンピアいなば）及び鳥取県 東部環境クリーンセンターへの荷下ろし		
所在地	鳥取市港町62番地3		
車両台数	11台	従業員数	6名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許 可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業 許可業者（品目限定有り）		
備考	積替え保管行為有り		

(ネ) (株) 原田建設

取り扱う一般	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多
--------	--------------------------------

廃棄物の種類	量ごみ（食品残渣を除く。）		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市数津62番地2		
車両台数	11台	従業員数	8名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(ノ) (有) ステップ

取り扱う一般廃棄物の種類	動植物性残渣（魚のアラ）		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市河原町高福619番地		
車両台数	1台	従業員数	1名
搬入先	リンピアいなば		

(ハ) 千代興業 (有)

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ（食品残渣を除く。）		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市千代水二丁目46番地		
車両台数	10台	従業員数	8名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(ヒ) 新星産業

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ（一般廃棄物）及び日常生活に伴って生じる多量ごみ（食品残渣を除く。）		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市桂見623番地7		
車両台数	6台	従業員数	1名
搬入先	可燃ごみ（木くずを除く）：リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず：一般廃棄物（木くず）処分業許可業者 不燃ごみ：鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者（品目限定有り）		

(フ) (株) 桜宮

取り扱う一般廃棄物の種類	家屋解体に伴い発生する一般廃棄物 (食品残渣を除く。)		
営業区域	鳥取市全域		
所在地	鳥取市福部町海士495番地2		
車両台数	4台	従業員数	7名
搬入先	可燃ごみ(木くずを除く):リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず:一般廃棄物(木くず)処分業許可業者 不燃ごみ:鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者(品目限定有り)		

(へ) (株) マルケー

取り扱う一般廃棄物の種類	事業活動に伴うごみ(一般廃棄物)及び日常生活に伴って生じる多量ごみ		
営業区域	鳥取市全域 八頭郡八頭町地内から神谷清掃工場(リンピアいなば)及び鳥取県東部環境クリーンセンターへの荷下ろし		
所在地	鳥取市古海365番地5		
車両台数	6台	従業員数	2名
搬入先	可燃ごみ(木くずを除く):リンピアいなば及び一般廃棄物処分業許可業者 木くず:一般廃棄物(木くず)処分業許可業者 不燃ごみ:鳥取県東部環境クリーンセンター及び一般廃棄物処分業許可業者(品目限定有り)		

エ 一般廃棄物収集運搬業許可方針

(ア) 一般廃棄物収集運搬業の許可は、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成5年条例第2号)第32条第3項に掲げる基準に適合すると認められている者でなければ行わないものとする。

(イ) 一般廃棄物の収集運搬は、現在許可している業者数で十分対応できるものであり、適正運搬の遂行が困難となっていないため、新たな法令等により必要が生じた場合を除き、新規の業者については許可しない。ただし、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町において一般廃棄物の処理が困難と認められる場合に限り、各町から鳥取市内の処理施設への荷下ろし許可を行う。

(3) 中間処理計画

ア 焼却施設

発生した一般廃棄物の処理

施設名	リンピアいなば
所在地	鳥取市河原町山手925
公称能力	240t/日

形式	全連続燃焼式	
搬入量	委託	25,600 t
	許可	19,500 t
	一般持込	3,600 t
残渣量	5,400 t	
残渣処分方法	埋立（鳥取県東部環境クリーンセンター）	
施設管理	管理部門	鳥取県東部広域行政管理組合
	運転部門	JFEエンジニアリング株式会社（委託）

イ 一般廃棄物処分業（中間処理）許可業者

（ア）（有）アセスメントカンパニー

取り扱う一般廃棄物の種類	木くず、廃プラスチック類及びガラスくず
所在地	鳥取市港町62番地3及び62番地6
処理方法	破砕処理、破砕圧縮梱包
処理能力	<p>廃プラスチック類等の破砕施設</p> <p>廃プラスチック類：3.98 t/日</p> <p>木くず：4.42 t/日</p> <p>ガラスくず：4.42 t/日</p> <p>ごみ処理施設（破砕施設）</p> <p>廃プラスチック類：20.16 t/日</p> <p>木くず：33.6 t/日</p> <p>ガラスくず：16.8 t/日</p> <p>廃プラスチック類等の破砕圧縮梱包施設</p> <p>廃プラスチック類：3.98 t/日</p> <p>木くず：4.42 t/日</p>
最終処分方法	最終処分は行わない。（再生原料等に再資源化）

（イ）（有）森本組

取り扱う一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、剪定くず及びがれき類
所在地	鳥取市湖山町東二丁目245番地、鳥取市里仁507番地1
処理方法	破砕処理
処理能力	<p>廃プラスチック類（破砕処理）：8.8 t/日</p> <p>廃プラスチック類（溶融処理）：0.64 t/日</p> <p>木くず、剪定くず：22.0 t/日</p> <p>がれき類：1,080.0 t/日</p>
最終処分方法	最終処分は行わない。（再生原料等に再資源化）

（ウ）千代興業（有）

取り扱う一般	木くず、草、剪定くず及び廃棄プラスチック類
--------	-----------------------

廃棄物の種類	
所在地	鳥取市上原489番地
処理方法	破砕処理
処理能力	木くず、草、剪定くず：3.4t/日、廃プラスチック類6.8t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

(エ) (株) エコ・ファーム鳥取

取り扱う一般廃棄物の種類	刈り草、抜根草
所在地	鳥取市港町62番地1
処理方法	堆肥化(アクセルグリーン工法)
処理能力	アクセルグリーン工法 箇所数 1区画 4.77t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

(オ) (有) マルヤス産業

取り扱う一般廃棄物の種類	廃プラスチック類、木くず、ガラスくず、陶磁器くず及びがれき類
所在地	鳥取市古海259番地7
処理方法	破砕処理
処理能力	廃プラスチック類：3.7t/日 木くず：2.4t/日 ガラスくず：3.1t/日 陶磁器くず：3.1t/日 がれき類：3.5t/日
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

(カ) 因幡環境整備(株)

取り扱う一般廃棄物の種類	食品廃棄物、廃プラスチック類、木くず、刈草及び剪定枝
所在地	鳥取市用瀬町美成323番地1
処理方法	木くず及び廃プラスチック類：破砕処理 食品廃棄物：液状肥料化、堆肥化 刈草及び剪定枝：堆肥化
処理能力	(破砕処理) 廃プラスチック類：11.27t/日 木くず：220t/日 (液状肥料化) 食品廃棄物：7.3t/日×1施設 (堆肥化)

	食品廃棄物：18.5 t / 日 × 1 施設 刈草及び剪定枝：18.5 t / 日 × 1 施設
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)
備考	当該廃棄物の受入は、鳥取市内及び八頭町、智頭町から発生したものに限る。

(キ) (株) 原田建設

取り扱う一般廃棄物の種類	木くず、草、剪定くず、廃プラスチック、廃プラスチック (廃発泡スチロール)
所在地	移動式処理施設 (保管場所：鳥取市数津62番地2)
処理方法	破砕処理及び破砕、溶融
処理能力	(破砕処理) 木くず：3.52 t / 日 草、剪定くず：4.31 t / 日 (破砕、溶融処理) 廃プラスチック：破砕1.44 t / 日 廃プラスチック (廃発泡スチロール)：溶融0.16 t / 日
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

(ク) (株) 白兔環境開発

取り扱う一般廃棄物の種類	廃プラスチック、木くず、動植物性残さ、がれき類
所在地	鳥取市千代水四丁目40番地
処理方法	①焼却施設：廃プラスチック、木くず、動植物性残さ ②破砕施設(回転衝撃式)：廃プラスチック、木くず、がれき類 ③破砕施設(二軸剪断式)：廃プラスチック、木くず ④焼成施設：廃プラスチック、木くず、動植物性残さの燃え殻
処理能力	①焼却施設：(最大混焼能力60 t / 日：2.5 t / h × 24 h) 廃プラスチック：27 t / 日 木くず：60 t / 日 動植物性残さ：38 t / 日 ②破砕施設(回転衝撃式)：(最大混砕能力104 t / 日：10.4 t / h × 10 h) 廃プラスチック：16 t / 日 木くず：101 t / 日 がれき類：328 t / 日 ③破砕施設(二軸剪断式)：(最大混砕能力55.3 t / 日：5.53 t / h × 10 h) 廃プラスチック：21 t / 日 木くず：79 t / 日 ④焼成施設

	廃プラスチック、木くず、動植物性残さの燃え殻：9.6 t / 日
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

(ケ) (公財) 鳥取市環境事業公社

取り扱う一般廃棄物の種類	生ごみ、汚泥
所在地	鳥取市福部町細川543番地1
処理方法	堆肥化処理
処理能力	混合ごみ(生ごみ、汚泥)：24 t / 日
最終処分方法	最終処分は行わない。(再生原料等に再資源化)

ウ 一般廃棄物処分業許可方針

(ア) 一般廃棄物処分業の許可は、一般廃棄物収集運搬業の許可方針に加え、ごみの減量化及び再資源化を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合において、ごみの種類を限定して許可する。

(イ) ごみの減量化及び再資源化以外の目的によるごみの処分は、現在の処理施設の能力で十分対応できるものであり、適正処理の遂行が困難となっていないため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、新規の業者については許可しない。

(4) 最終処分計画

施設の概要

施設名	鳥取県東部環境クリーンセンター	
所在地	鳥取市伏野2220番地	
埋立地面積	35,400 m ²	
全体容量	520,000 m ³	
残余容量	294,900 m ³	
搬入量 (鳥取市分)	委託	11,470 t (焼却残渣も含む。)
	一般持込	230 t
残渣処分方法	埋立 (鳥取県東部環境クリーンセンター)	
施設管理	鳥取県東部広域行政管理組合	

(5) 災害廃棄物処理対策

震災・水害により、多量の災害廃棄物が発生した場合、その処理に膨大な時間や労力を要することになる。被災時の災害廃棄物処理および災害廃棄物処理対策については、鳥取市災害廃棄物処理計画で定めている。

(6) 市民に対する広報・啓発活動

ごみの減量化・資源化の重要性及び市民の協力義務等について、周知を図るため、

定期的な広報・啓発活動を実施する。

7 生活排水処理計画

(1) 生活排水処理計画

ア 公共下水道

計画処理区域	秋里（国府分区及び福部分区を含む。）・千代水・河原 吉岡・用瀬・浜村・鹿野・今市・青谷地区
計画処理人口	145,812人

イ 農業集落排水

計画処理区域	津ノ井・三山口・東郷・松保・里仁・福井・美穂・米里・豊実・本高・ 明豊・双六原・伏野・南東郷・蔵田馬場・小沢見・大和神戸・河内・ 国分寺・麻生・御陵・上地・山湯山・箭溪八重原・福部南部・佐貫八 日市・西郷・水根・釜口・家奥古用瀬・大村・社東・社中・尾際・会 下・土居・逢坂南部・瑞穂・水尻・逢坂北部・宝木南部・宿・岡井・ 法楽寺・河内下条・来日・閉野・小畑・勝谷・末用・小別所・河内上 条・蔵内・勝部・日置・日置谷・亀尻地区
処理計画人口	25,275人

ウ 漁業集落排水

計画処理区域	長和瀬地区
処理計画人口	197人

エ 林業集落排水

計画処理区域	鷲峰地区
処理計画人口	62人

オ コミュニティ・プラント

計画処理区域	栄町地区
処理計画人口	405人

カ 合併処理浄化槽

計画処理区域	鳥取市全域（公共下水道、集落排水処理区域を除く。）
計画処理人口	3,491人

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理計画

ア し尿および浄化槽汚泥収集運搬業許可方針

(ア) し尿および浄化槽汚泥収集運搬業の許可は、鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第32条第3項に掲げる基準に適合すると認められている者でなければ行わないものとする。

(イ) し尿および浄化槽汚泥収集運搬は、現在許可している業者数で十分対応できるものであり、適正運搬の遂行が困難となっていないため、新たな法令等により必要が生じた場合を除き、新規の業者については許可しない。

イ 収集・運搬計画

区 分	収 集 量	回 数	収集主体	搬入先
し 尿	2, 500 kℓ	月 1 回	鳥取地域・国府地域 (許可業者)	因幡浄苑
			福部地域・南部地域・ 西部地域 (許可業者)	各中継槽
浄化槽汚泥	8, 600 kℓ	随 時	鳥取地域・国府地域 (許可業者)	因幡浄苑
			福部地域・南部地域・ 西部地域 (許可業者)	各中継槽

ウ 中間処理計画

施設名	因幡浄苑	
所在地	鳥取市秋里1037番地1	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式	
処理能力	し尿・浄化槽汚泥 150 kℓ/日 (うち50 kℓ/日は下水道圧送) 集落排水施設汚泥 50 kℓ/日	
搬入量	し 尿	2, 500 kℓ
	浄化槽汚泥	8, 600 kℓ
脱水汚泥量	1, 000 t	
施設管理	鳥取県東部広域行政管理組合	

エ 再資源化計画

委託先	因幡浄苑において中間処理後に発生する脱水汚泥は、鳥取県東部広域行政管理組合から委託業者に引き渡して再資源化する。
処分場所	民間事業者の処理施設
処分量	1, 000 t (脱水汚泥)
処分方法	再資源化 (堆肥化又は炭化)

オ 最終処分計画再資源化

処理施設 (処理方法)	因幡浄苑において、し尿及び浄化槽汚泥、集落排水汚泥の中間処理の過程で発生するし渣については、焼却施設 (リンピアいなば) で焼却処分する。
処分方法	焼却処分により発生する焼却灰は、鳥取県東部広域行政管理組合が管理する、一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。
処分量	90 t (し渣)

(3) 市民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の重要性について、市民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。